

これは、西住宅地区周辺排水路事業量の増加に伴い関係市町の負担分の増でございます。

次に、使用料及び手数料におきましては、前年と若干下回っておりますが、これは、市民会館の利用度の減少、体育施設等の利用度の増、これらを相殺いたしましたして、前年比二四％の減となっております。

国庫支出金につきましては、前年を一回八％上回る二億四千六百八十四万五千七百七十九円としまして、増加分は、主として西住宅地区周辺排水路の事業量の増に伴うものであり、このうち、道路、公園、緑地、排水路、運動場、及び学校関係の建設事業に対する防衛施設庁関係の補助金は、九条の調整交付金二億円を含まれて、約十二億円余に相なります。

次に、都支出金でございますが、総額では五億七千五百二十万四千七百七十九円としまして、前年比四三％の増となっております。これは調整交付金の増、都税徴収委託金の増、公害対策委託金の増、その他

教育関係、福祉関係の各種補助金、委託金の増によるものでございます。

財産収入では、前年比二七％の増となっておりますが、これは各種基金の積立金利子の増によるものでございます。

繰入金につきましては、都市施設整備基金繰入金一億九千万円、仮称第八小学校建設基金繰入金九千万円が主なもので、繰越金は五千万円を計上いたしました。

諸収入では、収益事業配分金の落ち込みが予想されますことと、国民年金印紙売払代金の実績に依りて見積もったことによる減で、総額では七億一千四百六十八万五千四百円と、前年比一四四％の減でございます。

市債につきましては、五十七年度で計上いたしました衛生債がなくなったこと、その他は、土木債、消防債、教育債関係で、事業量の増減に伴うものでございまして、前年度との比較では、一千五百十万円の増となっております。総額では、三億三千八百八十八万四千四百円となっております。

以上が、歳入のあらましでございます。

次に、歳出について、その主なものと性質別にまゝ御説明を申し上げます。

まず、人件費にちかましては、職員を増を極力抑制し、総額では、二億九千五百二十八万二千円で、前年より四・二%上回っております。予算に占める割合は二〇%で、ほぼ前年と同率でございます。前年同期の二十六市の平均は、二四・四%でございますので、それと比較いたしますと、かなり低い率となっております。この中には、給与改定分をいたしまして三%、それから期末勤勉手当分をいたしまして四・九%分を昨年と同様計上しております。

次に、物件費では、諸物価の上昇分を見ながら、経常費の支出を極力抑え、前年より三四%減の十八億七千六百六十一万三千円を計上し、その構成費は、前年を二%下回って、一七・一%となっております。この減の主なものは、歳入と関連いたしますが、国民年金印紙購入代の減でございます。物件費のうち各款にわたる光熱水費

燃料費の合計額は、三億五千九百九十六万五千円、同じく通信運搬費の合計額は、三千四百九十九万四千円、両方合しますと、前年とほぼ同じ額でございます。

それから、福祉関係の生活保護費と初老、児童や老人、また障害者等に対する扶助費でございますが、前年との比較では、二・六%増の十五億二千五百二十六万六千円で、予算に占める構成費は三・九%で、これも前年とほぼ同率となっております。

次に、普通建設事業でございますが、前年比七・三%増の二十六億一千七十万六千円で、予算に占める構成比では二三八%と、一五・四高率となっております。お手元の当初予算資料の二・三ページから二・六ページに、主要建設事業が記載してございますので、主なものを申し上げます。道路新設改良工事、緊急道路整備工事、合わせて二億五千四百四十六万五千円。防衛関係で、八小予定地に隣接する飯塚東福生第一公園新設工事、飯塚加美緑地新設工事と合せて三億四千四百二十六万二千円、西住宅地区周辺

排水路新設工事で六億八百七万二千円、屋外運動場新設工事で二億五千八百六万六千円、防災関係で第五分団消防車庫新設工事、防火水槽新設工事等で九千八百四十五万九千円。それから、学校関係では、防衛補助で実施する第三小プール改良工事、四小講堂改築工事、五小除温工事、三小除温工事、合わせて四億一千七百六十四万四千円。また、文部補助による二中増築第七期工事一億二千四百五十六万二千円、このほかには、八小予定地の用地取得費九千三百三十三万三千円、また、一般財源のみをもつて実施する、私道整備工事、学校の校庭改良工事、視聴覚反応分析器工事、万年揖改良工事及び体育館の外壁塗装工事等がございまして、前年からの継続事業となっておりますものは、加美緑地新設工事、西住宅地区周辺排水路新設工事、屋外運動場新設工事であります。

また、建設事業以外の事業として、五十八年度に実施いたしましたものは、広報関係で市勢統計及び市勢要覧の作成、

住民の利便のため住居表示板の設置、福祉関係で、社協に対し、地区活動充実のための補助、身障者用点字ブロック設置、並に障害者用自動車改造費の助成、衛生関係で、一歳六ヶ月児の歯科検診の実施、建設関係で、現況にある都市計画図作成のための航空測量の委託、公園管理の適正を図るため公園台帳の作成、防災関係で、災害対策用井戸の表示板及び水質検査の実施等の経費を計上させていただきました。それから、本年度の地方債におきましては、予算書の最終のページを御覧いただきますと、そこにござりますように、五十七年度末の現在高見込額は四十九億二千二百三十四万四千円でございますが、五十八年度中の借入分と返還分を差し引きますと、五十八年度末における現在高見込額は四十九億五千二百九十八万六千円となります。前年比では、〇・六％の増でございます。目的別の市債限度額は、予算書の六ページ、第二表「地方債」に記載されておりますとおり、道路、緑地、消防施設、学校、運動場、それぞれ

の事業に対する市債を予定しております。この結果、公債費比率は二七・七〇となり、前年同期の二〇・八〇と比較いたしますと〇・九〇の増となります。

また、經常収支比率につきましては、税收等の関係もございまして五十七年度七七・七に對し、五十八年度は八一・二と、若干上回り、財政力指数につきましては、前年の〇・六七に對し、〇・七三となっております。それから、一時借入金でございすが、前年度と同額の四億圓と限度額とさせていたしておりました。

以上、推察ではございしましたが、慎重に御審議いただまして、昭和五十八年度一般会計予算と原案とより御決定くださいますようお願いを申し上げまして、議案第十八号の提案説明にかえさせていただきます。

○議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

それより、本案に対する質疑を行います。

○二十三番（関 米吉君） 助役さんから詳細な提案理由の説明が

あつたんですけれども、私がちょっと気になったのは、その提案理由の説明の中で、この一項だけは、やはり提案の理由として述べておかなければいけないんじゃないか、ということが落ちてくるような気がするんです。と言ふのは、これは予算の基本にかかわることなんですけれども、一八ページの、きのう生子部長さんが御親切にお答えしてくださった、総務手数料関係の戸籍謄抄本交付手数料が、ここにいうふうに記載してあるけれども、この令の改正によって、実際に四月一日から、これではなくなつてしまふんです。二百圓が三百圓、三百圓が五百圓という形にです。市民生活にすかかわり合ふことなので、そういうふうなことになる。この点だけは変わりますよ、というとは、やはり提案理由に述べなくては必要があると、私は思うんです。これはすぐ違ってくるんですから。その点だけ、私、ちょっと気がついたので、すけれども、いかがですか。

○助役（古谷徳男君） 自席からお答え申し上げます。ただいまの中には、そういう場合に確かに御指摘がございしましたように、ただいまの中には、そういう場合に、確かに、ここで手数料令の改

正かございまして、若干引上げになるわけでございますので、その結果では、また補正等をお願いするようになるかと思つます。その点とちよと落としましたので、ここで合せて申し上げたいと思つます、よろしくお願ひいたします。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑と終わります。

○二番（仲村清信君） この際、動議を提出いたします。

たゞいま議題となっております議案第十八号については、委員二十二名をもつて構成する昭和五十八年度福生市一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託審査せられんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） お諮りいたします。

たゞいま仲村清信君から、本案は、委員二十二名をもつて構成する昭和五十八年度福生市一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託審査せられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することと、御異議ありませうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よつて、議案第

十八号については、二十二名の委員をもつて構成する昭和五十八年度福生市一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することと決定いたしました。

お諮りいたします。

たゞいま設置されました昭和五十八年度福生市一般会計予算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第五条第一項の規定により、

石川慶一郎君	仲村清信君	加藤謹之助君	高木惣八君
東浦春浪君	村尾栄次君	木田治男君	山崎繁三郎君
小野沢久君	遠藤洋一君	原敏子君	松山清君
村野武男君	鈴木藤次郎君	田村市郎君	東田正治君
宮沢良一君	指田保雄君	小林南三君	貫井喜代次君
関米吉君	塩野鉄之助君		

以上、二十二名を指名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって、にほんブログ村
した諸君も、昭和五十八年度福生市一般会計予算審査特別
委員会の委員に選任することに決定いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第十四 議案第十九号 昭和五十八年度

福生市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。
本案について 提案理由の説明を求めます。

(福祉部長 須崎 進君 登壇)

○議長(末次性男君) 御指名をいたしまして、議案第十九号 昭
和五十八年度福生市国民健康保険特別会計予算について御説
明申し上げます。

本予算については、前年度二月から施行されました老人保健法
によります医療費の移管に伴いまして、歳入歳出とも、それに対処

した予算編成をしたものでございます。

まず、総則について御説明を申し上げます。

第一条につきましては、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ
十一億九千二百八十七万四千円と定めようとするものでございます。「第一
表 歳入歳出予算については、後ほど御説明申し上げます。

第二条の一時借入金につきましては、一時借入金の借り入れの最高
額を九千万円と定めようとするものでございます。

第三条の歳出予算の流用でございますが、歳出予算の各項の経
費の金額と流用するべきである場合は、保険給付費に計上した予
算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各
項間の流用についてお願いしようとするものでございます。

二ページを開きます。

第一表の歳入歳出予算でございますが、歳入につきまして御説明申
します。

国民健康保険税は三億八千六十八万八千円で、前年度対比〇・四

％の伸びとなっておりますが、保険税の現年度分は、五十七年度の見込み所得の伸びをセロにいたしました。固定資産税については、二・八八％の伸びを見たものでございます。このほか、均等割一万六千二百人、平等割六千六百五十五世帯で、収納率を九五％として、滞納繰越分は収納率三四％を見たものでございます。

次に、国庫支出金でございますが、六億三千六百六十一万六千四のりち、国庫負担金六億一千七百五十四万二千四は、事務費負担金、療養給付費等負担金で、老人保健医療の拠出負担金も含まれております。

次に、国庫補助金一千九百七十四千四は、助産費、保険税減額分、高額療養費補助金で、うち高額療養費補助金は、国の予算の減額によりまして、従来より約四分の一に減額されております。

次に、都支出金でございますが、都補助金は七千四百九十六千四で、これは、結核予防法、精神衛生法適用医療、老人医療助成に

伴う、保険者負担増補助金、高額療養費補助金等でございます。次に、財産収入でございますが、財産収入は一千四の不用物品の売却収入でございます。

次に、繰入金、他会計繰入金九千二百万四でございますが、前年度当初予算に比しまして七千五百万四の増額となっております。繰越金五千四は、前年度の繰越金でございます。

諸収入、三百六十九千四のうち、延滞金が百五十三千四、預金利子が百二万四、雑入として、第三者納付金、返納金等で百五万一千四でございます。

これらの歳入合計が十一億九千二百八十七千四と相なるものでございます。次に、歳出について御説明を申し上げます。

総務費にしまして四千七百六十四万三千四のうち、総務管理費四千六百八十四万七千四、職員の人件費、運営諸経費、それから、国保の運営協議会、連合会の負担金でございます。

次に、徴税費七十九万六千四は、保険委員に対します経費でござ

あります。

次に、保険給付費八億九千八百九十三万八千四のりち、療養諸費八億五千五百四十四は、老人保健医療以外の医療諸費で、前年度の八・六名の伸びを見込んでいるんですが、療養給付費、医療費、審査支払手数料の経費でございます。

次に、高額療養費七千四百六十七万六千四十四は、老人保健医療を除く高額療養費でございます。

次に、助産費二千十万四十四は、一人十万四十四の助産費でございます。葬祭費三百二十一万四十四は、一人三万四十四の葬祭費でございます。育児諸費四十万二千四十四は、一人二千四十四の育児手当でございます。

老人保健拠出金二億四千八百八十五万九千四十四は、国の基準に基づき老人保健の医療費の拠出金と事務費の拠出金の合計でございます。

次に、保健施設費二十七万六千四十四は、医療費通知の経費、保養施設の利用扶助でございます。

公債費百三十三万二千四十四は、一時借入金の利子でございます。

諸支出金の償還金及び還付金二百三十一万二千四十四は、国都支出金に對します精算返還金及び過誤納の保険税の還付金でございます。予備費は、六十二万四千四十四を計上させていただきます。

この歳出合計が、十一億九千二百八十七万四千四十四と相なるものでございます。なお、本案につきましては、国保運営協議会におきまして御審議をいたしたものでございます。

以上でございますが、慎重御審議をいたしまして、原案御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

○二番（仲村清信君） この際、動議を提出いたします。

たに、この議題となっております議案第十九号については、厚生

本委員会に付託されることを望みます。

○議長（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君）お諮りいたします。

ただいま仲村清信君から、本案は厚生委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君）御異議なしと認めます。よって、議案第十九号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（末次性男君）日程第十五 議案第二十号 昭和五十八年度福生市老人保健医療特別会計予算と議題といたします。

本案について、提案理由の説明をお願いします。

（福祉部長 須崎 進君 登壇）

○福祉部長（須崎 進君）御指名をいただきまして、議案第二十号

昭和五十八年度福生市老人保健医療特別会計予算につきまして御説明申し上げます。

本予算は、老人保健法施行後、初の当初予算でありまして、老人医療のすべてを他の保険から分離いたしました。当老人保健医療特別会計として、年間の予算を計上したものでございます。

次に、総則について御説明申し上げます。

第一条の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ九億三千百二十七万五千円と定めようとするものでございます。

第一表の歳入歳出予算につきまして御説明申し上げますので、二ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入でございますが、支払基金の交付金六億五千二百三十七万四千は、医療費総支弁予定額の七〇％にあたります。医療費の交付金、審査支払手数料の交付金でございます。

次に、国庫支出金、国庫負担金一億八千五百九十三万四千は、医療費総支弁予定額の二〇％にあたります。国の医療費の負担金でござ

あります。

都支出金、都負担金四千六百四十八万三千円は、医療費統支并予定額の五%にあたります。都の医療費の負担金でございます。

繰入金、他会計繰入金四千六百四十八万四千円は、医療費統支并予定額の五%にあたります。市の一般会計からの繰入金でございます。繰越金一千円は、科目存置したものでございます。

諸収入六千円は、延滞金及び加算金二千円、預金利子一千円、雑入として三千円、これは第三者行為納付金、返納金、雑入の科目存置でございます。

これらの合計額が、九億三千百二十七万五千円と相なるものでございます。次に、歳出について御説明を申し上げます。

医療諸費九億三千百二十六万四千円は、予定対象人員千八百三十人の医療給付費、医療費支給費の支并予定額九億二千九百六十四万七千円、審査支払手数料の百六十一万七千円でございます。

諸支出金五千円のうち、償還金及び還付金四千円は、国、都及び支払基金への返還金、過誤納納付金の返還金でございます。他会計への繰入金一千円は、精算によりまして一般会計への繰出金で、それぞれ科目存置をしたものでございます。

予備費につきましては、六千円を計上させていただきました。この歳出合計が、九億三千百二十六万五千円に相なるものでございます。以上、雑駁な説明でございますが、慎重御審議をいたしまして、原案御決定くださいますようお願い申し上げます。説明にかえさせていただきます。

○議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。これより、本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

○二番（仲村清信君） この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております。議案第二十号については、厚生委員会